

関東地方整備局告示第59号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成20年2月20日

関東地方整備局長 北橋 建治

第1 起業者の名称 茨城県

第2 事業の種類 一般国道245号改築工事（那珂湊拡幅（茨城県水戸市小泉町字下坏地内からひたちなか市国神前地内まで））及びこれに伴う附帯工事並びにこれらに伴う市道付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 茨城県水戸市小泉町字下坏、字中坏及び字芝原地内

茨城県ひたちなか市関戸、栄町二丁目及び国神前地内

2 使用の部分 茨城県ひたちなか市関戸及び栄町二丁目地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、茨城県水戸市塩崎町字上沼地内からひたちなか市部田野字山崎地内までの延長6,505mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道245号改築工事（那珂湊拡幅）及びこれに伴う附帯工事並びにこれらに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道245号改築工事（那珂湊拡幅）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行に伴う工事用道路等の設置工事（以下「附帯事業」という。）は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

さらに、本体事業及び附帯事業の施行により遮断される市道の従来機能を維持するための付替工事は、道路法第3条第4号の市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道245号の改築は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）附則第3項の規定に基づく一般国道の改築であり、本件区間は、茨城県内に存し、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けておらず、道路法第13条第1項の規定により茨城県が道路管理者となることなどから、起業者である茨城県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道245号は、茨城県水戸市を起点とし、ひたちなか市、那珂郡東海村を経て日立市に至る延長約41.9kmの路線であり、茨城県中央部と北部地域を結ぶ主要幹線道路である。沿道には、常陸那珂港や東海村原子力関連施設、常陸那珂工業団地等の重要な施設が立地しており、また、阿字ヶ浦海岸や国営常陸海浜公園等の観光地があり、一般国道245号は、これらの施設等へのアクセス道路としての機能をも有している。

しかしながら、本件区間に係る一般国道245号（以下「現道」という。）は、最小幅員が6.5mの2車線の道路であるため、朝夕の通勤時間帯や海水浴シーズンを中心に慢性的な渋滞が発生している。また、一級河川那珂川に架かる湊大橋は、歩道がないうえ、塩害による損傷が著しく、昭和27年の完成から55年が経過し老朽化が目

立っている。

平成17年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、ひたちなか市関戸地内において26,871台/日、混雑度は1.84となっている。また、平成18年12月に起業者が実施した調査によると、湊大橋前交差点を先頭に、水戸市の一般国道51号方向に最長470mの渋滞が確認されている。

本件事業の完成により、2車線の道路が4車線の道路に拡幅されることから、現道における交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な交通が確保されると認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で検討したところ、大気質、騒音及び振動に関して、環境基準等を満たすものと判断されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者の調査によると、本件区間内の土地には、自然環境保全調査（第1回緑の国勢調査）報告書における主要野生動物に選定されているカワウ及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサの存在が確認されたが、周辺に類似する植生及び生息地があることなどから、本件事業による影響は軽微であると認められる。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が2箇所存在するが、起業者は、茨城県教育委員会等との調整を図り適切な時期に調査を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の緩和を目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第2級の規格に基づき、現道を4車線の道路に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成元年2月23日に都市計画決定され、平成2年8月16日に変更決定されており、事業計画の基本的内容は、都市計画と整合しているものである。

さらに、附帯事業並びに本体事業及び附帯事業の施行に伴う市道付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は自動車交通量が多く、慢性的な交通渋滞が発生しており、加えて、湊大橋の老朽化も目立つことから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要がある。

また、水戸市等から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合

理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 茨城県水戸市役所、同県ひたちなか市役所